

生物多様性とくしま戦略 2024-2028

[資料編]

- 1 生物多様性とくしま戦略用語集
- 2 生物多様性とくしま戦略改定の経過
- 3 生物多様性関係資料
 - ・ 県自然環境保全地域の指定状況
 - ・ 自然公園の指定状況
 - ・ 鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況
 - ・ 希少野生生物保護区の指定状況
 - ・ 日本の重要湿地 500 の県内の指定状況
 - ・ 特定植物群落一覧
 - ・ 生物多様性保全上重要な里地里山
 - ・ 徳島県指定希少野生生物
 - ・ 名勝・天然記念物

※旧戦略のPDFデータにつきましては下記サイトからダウンロードできます
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/5022802/>

参考 URL 「とくしまの環境」 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo>

1 生物多様性とくしま戦略用語集

あ行

ESG	いーえすじー	ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス(企業統治))を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。
ESD	いーえすでー	ESD (Education for Sustainable Development・「持続可能な開発のための教育」)は、人類が地球レベルで直面する様々な課題を解決するための「教育」を通じた「持続可能な社会を支える人づくり」であり、ESDの対象は「環境」「開発」「人権」「平和」「多文化共生」「ジェンダー」「国際理解」「福祉」等となっている。
遺伝資源	いでんしげん	動植物や微生物などから得られる生物由来の資源。生物多様性条約では「主権的権利は原産国にある」と定め、企業は原産国の同意を得て利用し、開発で得た利益を還元するよう促した。
移入種	いにゆうしゆ	国外又は国内の他地域から野生生物が本来有する移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に移入された種。
栄養塩	えいようえん	炭素、水素、酸素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要な、燐、窒素、カリ、珪素などの主要元素とマンガン等の微量元素。栄養塩類ともいう。
エコツーリズム	えこつーりずむ	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
Eco-DRR	えこでいーあーるあーる	生態系を活用した防災・減災(Ecosystem-based disaster risk reduction; Eco-DRR)のこと。
エコトーン	えことーん	2つの異なった環境が接し、移りゆく場所に形成されるどちらとも異なった特徴を持つ部分のこと。日本語では「推移帯」や「移行帯」などと訳される。
エシカル消費	えしかるしょうひ	地域の活性化、雇用なども含む、人、社会及び環境に配慮した思いやりのある消費行動のこと。
エシカル農産物	えしかるのうさんぶつ	本県では、持続性の高い生産方式で栽培される「GAP認証取得農産物」、「エコファーマー生産農産物」、「有機農産物」を「エシカル農産物」として位置づけている。
SDGs	えすでいーじーず	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2015年9月の国連サミットにて採択され、国連加盟国193国が2015～2030年で達成すべき目標として設定した。17の目標と169の具体的な行動計画で構成される。
SDGs森づくり宣言	えすでいーじーずもりづくりせんげん	2030年のSDGs達成へ向け、企業・団体等が森林整備等の実施を宣言すること。
温室効果ガス	おんしつこうかがす	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、フロン、メタンなどがある。

OECM	おーいーしーえむ	OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) は、2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。「30by30目標」の達成には、保護地域に加えて OECMもカウントされる。
オーバーユース	おーばーゆーす	自然環境問題で用いる際には、山岳環境や自然公園などにおいて、利用者が集中することによりさまざまな悪影響が発生することを指す。踏みつけによる高山植物への影響や土壌浸食、さらにし尿処理やゴミ投棄などの問題が挙げられる。

か行

外来生物法	がいらいせいぶつほう	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止等に関する法律」のこと。 特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。
下層植生	かそうしょくせい	森林において、上層木(高木)に対する下層木(低木)及び草本類からなる植物集団のまとまり。
カーボンニュートラル	かーぼんにゆーとらる	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。
攪乱	かくらん	水や風による作用、斜面の崩壊や自然火災などにより、生物の生息・生育空間が乱されることを指す。豊かな生物多様性を生み出す要因の1つと考えられている。
環境アセスメント	かんきょうあせすめんと	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。
環境アドバイザー	かんきょうあどばいざー	環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。
環境影響評価	かんきょうえいきょうひょうか	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水・土・動植物等の環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成すること。
関西広域連合	かんさいこういきれんごう	広域連合とは、複数の府県、市町村がそれぞれの事務を持ち寄って共同処理するために設置する特別地方公共団体。広域連合の設置により、これまで十分に取組みあてられなかった府県域を越える広域行政課題への対応や共同処理による事務の効率的な執行が期待できる。関西広域連合は、関西の2府5県が結集し、2010年12月1日、設立した。

間伐	かんぱつ	間伐は立木密度の管理のために間引くこと。除伐は、間伐以外の目的に行われる伐採で、若い林で目的以外の樹種を取り除くことや枯れ木の除去などが該当する。
かん養	かんよう	樹木及び地表植生などにより、降雨の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる森林の利水機能。渇水の緩和や洪水の防止のはたらきがある。
気候変動	きこうへんどう	気温(大気・地表)と海水温の温度上昇、降水量の多寡、海洋の酸性化、海面上昇など、気候システム(大気・陸面・海洋などの相互作用)により発生する現象。
気候変動枠組条約	きこうへんどうわくぐみじょうやく	気候変動枠組条約(気候変動に関する国際連合枠組条約)のは、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約であり、1994年3月に発効された。各締約国に、温室効果ガスの排出・吸収の目録、温暖化対策の国別計画の策定等を義務付けている。
GAP	ぎやっぷ	Good Agricultural Practices(農業生産工程管理)の略称。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。
汽水	きすい	海水と淡水とが混じり合っている塩分濃度の低い水。
クラウドファンディング	くらうどふあんでいんぐ	インターネット経由で不特定多数の人々から資金調達を行い、商品開発や事業などを達成する仕組み。
グリーンインフラ	ぐりーんいんふら	自然環境の持つ多様な機能を、人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
公共用水域	こうきょうようすいいき	河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に解放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域。
COP15	こつぷふいふていーん	「生物多様性条約第15回締約国会議」のこと。COPとは「Conference of the Parties(締約国会議)」の略称であり、生物多様性条約締約国会議のことを指す。COP15は、第一部が2021年10月にオンライン+中国・昆明で、第二部が2022年12月にカナダ・モントリオールで開催され、第二部では愛知目標に代わる2030年までの生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。
コリドーネットワーク	こりどーねつとわーく	野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を言い、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われている。
混交林	こんこうりん	2種以上の樹種から構成されている樹林。これに対し、単一樹種により構成される樹林を単純林という。

さ行

里海	さとうみ	人手が加わるにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。里海の保全・創出には、陸域から沿岸海域に至る一体的な環境保全が必要である。
里海創生リーダー	さとうみそうせいリーダー	水環境や里海に関する知識を持ち、県内地域での里海づくりの啓発、活動を主体的に行うことができる人材。
サプライチェーン	さぶらいちえーん	商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れを指す言葉。
30by30	さーていーばいさーてい	2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保護地域と OECM により保全しようとする目標。
里山	さとやま	集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた、人と関わりの深い森林。
J-クレジット	じえい-くれじつと	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO2等の排出削減量や、適切な森林管理による CO2等の吸収量を売買可能な「クレジット」として国が認証する制度。
GX	じーえつくす	Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称。温室効果ガスを発生させる化石エネルギーを中心とした現在の産業構造・社会構造を、クリーンエネルギー中心へ転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。
自然共生サイト	しぜんきょうせいさいと	環境省によって認定される、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。2023 年度より正式認定が開始された。保護地域の内外にかかわらず、4つの認定基準(1. 境界・名称に関する基準、2. ガバナンス・管理に関する基準、3. 生物多様性の価値に関する基準、4. 管理による保全効果に関する基準)を満たした区域が認定される。自然共生サイトのうち、保護地域外の区域はOECMに該当する。
自然植生	しぜんしよくせい	人為的影響を受けていない植生。
ジビエ	じびえ	狩猟の対象となり、肉が食用となる野生鳥獣。または、その肉。
社叢林	しゃそうりん	神社において社殿や神社境内を囲うように密生してる林。
照葉樹林	しょうようじゅりん	シイ、カシ、タブなどの常緑の広葉樹が優占する森林。
植生	しよくせい	ある場所に生育している植物の集団。
針広混交林	しんこうこんこうりん	針葉樹と広葉樹が混在する森林。針広混交林化することで林地の裸地化の防止による水源かん養や土砂の流出防止等公益的機能の向上が期待される。
侵略的外来種	しんりやくてきがいらいしゅ	外来種の中でも、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。
水害防備竹林	すいがいぼうびちくりん	川沿いや堤防に沿って分布している列状の竹林のこと。
水系	すいけい	流水の系統。一つの川の流れを中心とし、それにつながる支流・沼・湖などを含めていう。

スリット式ダム	すりつとしきだむ	放水路にスリットを設置したダムで、豪雨等で発生する流木や巨石の流出を防止するため設置する。ダムの上下流で落差が少なく、平時は土砂を流下させるため、生物の移動を妨げない工法の一つである。
生物多様性条約	せいぶつたようせいじょうやく	生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的として、1992年に採択された。各締約国に生物多様性国家戦略の策定や国別報告書の提出を義務付けている。
生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダー	せいぶつたようせいりーだーおよびせいぶつたようせいあどばんすりーだー	生物多様性の啓発やその保全活動の支援、保全活動に係る協働のコーディネート等を行うことができる人材として徳島県が認定する者を「生物多様性リーダー」という。また、生物多様性リーダーのうち、生物多様性に関する高度な知識やコミュニケーション能力を持ち、生物多様性リーダーの養成など、指導者としての活動ができる人材を「生物多様性アドバンスリーダー」として認定している。
生態系	せいたいけい	一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質循環とエネルギーの流れに着目して一つのまとまりとしてとらえたもの。エコシステム。
セクター	せくたー	産業や組織などをいくつかの部門に分けたときのそれぞれ。
遷移	せんい	ある場所の植物群落が長年月の間に次第に別の群落に変わってゆくこと。

た行

タウンミーティング	たうんみーていんぐ	地域住民を集めて実施する対話集会。
脱炭素社会	だつたんそしゃかい	化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。
田んぼダム	たんぼだむ	田んぼが元々持っている「貯水機能」を利用して、大雨の際に一時的に水を貯め、時間をかけてゆっくり排水し、河川流域の農地や市街地の洪水被害を軽減しようという取組のこと。
地域個体群	ちいきこたいぐん	ある地域に生息・生育する同種の生物個体の集まり。
地球温暖化	ちきゅうおんだんか	大気中の温室効果ガスの濃度が高まることで大気が温められ、地球の気温が高まること。気温上昇とともに、海水面の上昇、気候の変化、農業への影響など、生態系や人間社会に大きな影響があるといわれる。
中山間地域	ちゅうさんかんちいき	平野の外縁部から山間地を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の63.8%を占めている。また、耕地面積の38.2%、総農家数の44.6%、農業産出額の40.0%、農業集落数の53.5%を占めるなど、我が国農業の中で重要な位置を占めている。

徳島県公共事業環境配慮指針	とくしまけんこうきょうじぎょうかんきょうはいりよしん	地域の環境と調和を図り、環境への負荷の少ない公共事業を進めるため、事業構想・計画段階から設計・施工に至るまでの踏まえるべき視点、配慮することが望ましい具体的な目標と方法、関連する環境技術や情報などを収集した技術的な手引き書。2004年9月に策定。
徳島県田園環境配慮マニュアル	とくしまけんでんえんかんきょうはいりよまにゅある	農業農村整備事業において、環境に配慮した事業を進めるにあたり、基本的な考え方や手法等をまとめたもの。
とくしま生物多様性活動推進協議会	とくしませいぶつたようせいかつどうすいしんきょうぎかい	「生物多様性とくしま戦略」の理念を踏まえ、生物多様性の保全を持続可能な利活用に関する施策や事業を、多様な主体が互いに連携、協働して実施することにより徳島県の生物多様性の主流化に向けた活動を推進することを目的とする協議会。2016年11月に設立。
とくしまビオトープ・プラン	とくしまびおとーぷ・ぷらん	2002年に徳島県が策定した計画。ビオトープの保全、復元、創出の方針と方法を示す。
特定外来生物	とくていがいらいせいぶつ	生態系や農林水産業に被害を及ぼす恐れがある国外由来の種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。

な行

二番穂	にばんほ	稲刈り後の株から再び成長して出穂した穂。
二次林	にじりん	原生林が破壊されたあとに自然に生じた森林を指すが、広義には、二次林が破壊されたあとに生じた二次林(三次林)も含めて用いられる。
ネイチャーポジティブ(自然再興)	ねいちゃーぼじていぶ(しぜんさいこう)	自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。

は行

バイオマス	ばいおます	自然エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源(化石燃料を除く)。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。
パートナーシップ	ぱーとなーしっぷ	県民、民間団体、事業者、行政といった地域の各主体が、それぞれの責務と役割にもとづき、相互に協力・連携して取組を進めること。
氾濫原	はんらんげん	洪水により水が河川からあふれ、氾濫する範囲。
ビオトープ	びおとーぷ	さまざまな生物(生物群集)の生息・生育空間。生育のために最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区分できるようなまとまりを持った空間。
複層林	ふくそうりん	林冠構造が複数層の樹林。
ポスト2020生物多様性枠組	ぽすと2020せいぶつたようせいわくぐみ	生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部で昆明・モントリオール生物多様性枠組が決定されるまで、当該枠組の仮称として「ポスト2020生物多様性枠組」が使用されていた。
ボトムアップ型	ほとむあつぷ	下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく方法。

ま行

ミティゲーション	みていげーしょん	開発の際に自然への影響を回避したり緩和すること。ミティゲーションの種類は、回避、低減、代償の3つに区分されることが多い。
モニタリング	もにたりんぐ	状態を把握するため 日常的・継続的に観測や測定を行うこと。
藻場	もば	沿岸域に形成された海草・海藻の群落。多くの水生生物の生活を支え、産卵や成育の場を提供しているほか、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしている。

や行

有機農業	ゆうきのうぎょう	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方法を用いて行われる農業。
------	----------	--

ら行

ラムサール条約	らむさーるじょうやく	正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。1972年2月、イランのラムサルで採択された。この条約は、水鳥の生息地として、国際的に重要な湿地とそこに生息する動植物の保全及び湿地の適正な利用を目的としている。わが国は1980年10月に加盟した。
流域	りゅういき	河川の流に沿う地域。また、河川に流れ込む降水の降り集まる地域。集水地域。その河川の分水界に囲まれた地域。
流域管理条例	りゅういきかんりじょうれい	「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」のこと。洪水や渇水への対策はもとより、流域全体の水管理という広い視点に立ち、強靱な県土づくりや、浸水被害の防止を最優先として県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できる水管理を推進するとともに、水に関わる労苦や文化、健全な水循環の重要性に対する県民の理解と関心を深め、水に関わる歴史や文化を未来に引き継ぐための水教育を推進することにより、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与する条例。
流域治水	りゅういきちすい	気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策のこと。集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で多層的に進めるもの。
林床	りんしょう	森林の中の地表面。太陽光線が届きにくく暗いので、そこに適応した植物が生育する。

レジリエント	れじりえんと	生態学的には、環境汚染や自然災害による被害からの回復力があることや、環境の安定性があることを指す。
レッドデータブック(RDB)	れっどでーたぶっく	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト(レッドリスト)を解説を含めて掲載した出版物。
レッドリスト	れっどりすと	絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。
ロードマップ	ろーどまっぷ	プロジェクトマネジメント上、目標に向かってプロジェクトメンバーが共有する大まかなスケジュールの全体像。

わ行

ワンヘルス	わんへるす	人の健康を守るためには、動物の健康に加え、環境の健全性も守ることが重要という考え方。
-------	-------	--

2 生物多様性とくしま戦略改定の経過

年度	徳島県環境審議会		徳島県環境審議会 自然環境部会		生物多様性とくしま 戦略検討小委員会		庁内調整・その他	
R5	R5.1.20	諮問						
	R5.1.20	部会に対する諮問の付議						
			R5.1.24	部会（諮問、付議）	R5.1.24	委員への委嘱依頼		
						同日付けて委嘱		
							R5.3	庁内照会 （現戦略の達成状況等）
					R5.3.29	小委員会（現行戦略検証）		
							R5.4～	委員、専門家等へ個別ヒア リング
							R5.7	生物多様性とくしま会議か ら改訂内容の提案
					R5.7.25	小委員会（現行戦略検証、 改定方針検討）		
					R5.8.10	小委員会WG（ワーキンググ ループ）		
					R5.8.29	小委員会WG（ワーキンググ ループ）		
	R5.9.13	総会（骨子案報告）			R5.9.20	小委員会（方向性、目標、 重点P等検討）		
							R5.10	庁内照会 （新戦略の行動計画等）
					R5.11.7	小委員会（素案検討）		
			R5.11.21	部会（素案報告）				
							R5.12	県議会へ素案報告
						R5.12 ～R6.1	パブリックコメント	
R6								
					R6.2.7	小委員会（まとめ）		
			R6.2.15	部会（答申案）				
							R6.2	県議会へ案報告
	R6.3	答申						
						R6.3	戦略改定	

生物多様性とくしま戦略改定の経過（概要）

令和5年

- 1月20日 徳島県環境審議会に諮問
(同審議会 自然環境部会に付議)
- 1月24日 徳島県環境審議会自然環境部会
(生物多様性とくしま戦略検討小委員会の設置)
- 3月29日 第1回生物多様性とくしま戦略検討小委員会
【検討事項】
 - ・「生物多様性とくしま戦略検討小委員会設置要綱」に基づき、委員の互選により、「鎌田磨人」氏を会長に、「大田直友」氏を副会長に選出
 - ・戦略の改定の流れについて確認
 - ・現戦略の数値目標に対する実績について確認
 - ・現戦略の各行動計画の達成状況について検証
 - ・生物多様性とくしま戦略の改定方針について検討【検討への対応】
 - ※現戦略の各行動計画と重点プロジェクト毎の達成状況を担当部署が自己評価し、ランク付けするとともに、取り組んだ内容について記載する
 - ※次回小委員会において、現戦略の各行動計画と重点プロジェクト毎の達成状況について再検証する
 - ※現戦略の達成状況の再検証をもとに、生物多様性とくしま戦略の改定方針について再検討する
 - ※「第4部 徳島県における生物多様性と生態系の現状と課題」など専門性が高い項目の修正案作成にあたっては、分野に応じた専門家に意見聴取を依頼することとした
- 7月25日 第2回生物多様性とくしま戦略検討小委員会
【検討事項】
 - ・現戦略の各行動計画や重点プロジェクトの達成状況の再検証
 - ・生物多様性とくしま戦略の改定概要（骨子）の検討
 - ・2023年7月に「生物多様性とくしま会議」から提出いただいた「生物多様性とくしま戦略の改訂に向けた提案」の内容の確認
 - ・今後の改定作業スケジュールの確認【検討への対応】
 - ※WG（ワーキンググループ）を設置し、新戦略の「方向性」「目標」「重点プロジェクト」案の検討を行うこととする
 - ※WGのメンバーは、4名（鎌田委員長、大田副委員長、坂本委員、山中委員）
 - ※新戦略の方向性や目標等の設定にあたっては、「現戦略の達成状況」、生物多様性とくしま会議からの「改訂に向けた提案」、「国家戦略2023-2030」等の内容を参考に検討を行う
- 8月10日 生物多様性とくしま戦略検討小委員会WG（ワーキンググループ）計2回開催
- 8月29日 新戦略の「方向性」「目標」「重点プロジェクト」について検討し、「5つの方向性」「10の目標」「10の重点プロジェクト」について、それぞれの構成と内容の整理を行った

- 9月13日 環境審議会総会（自然環境部会含む）
骨子案の報告
- 9月20日 第3回生物多様性とくしま戦略検討小委員会
【検討事項】
・新戦略の「長期目標」「方向性」「重点プロジェクト」「重点プロジェクト」について確認と検討
・改定素案（第2部～第4部）の改定素案の内容について検討
【検討への対応】
・委員からの意見を踏まえ、重点プロジェクトや改定素案を修正する
・次回小委員会において、第1部と第6部も加えた「改定素案」全体を検討する
・新戦略の「行動計画」案の作成のため、県の関係部局に照会を行う
- 11月7日 第4回生物多様性とくしま戦略検討小委員会
【検討事項】
・新戦略の「行動計画」と「重点プロジェクト」について確認と検討
・改定素案（全体）の内容について検討
・改定素案の概要版の内容について検討
【検討への対応】
・委員からの意見を踏まえ、改定素案を修正する
- 11月21日 環境審議会自然環境部会
・改定素案の審議
- 12月15日 県議会報告（県土整備委員会） 【改定素案】

○令和5年12月25日～令和6年1月15日 <パブリックコメントの実施>

- 2月7日 第5回生物多様性とくしま戦略検討小委員会
【検討事項】
・環境審議会自然環境部会での意見やパブリックコメントの結果に基づく本編の修正案について検討
・資料編（案）の内容について検討
【検討への対応】
・委員からの意見を踏まえ、修正案を修正する
- 2月15日 環境審議会自然環境部会
改定案の審議
- 2月29日 県議会報告 【改定案】
- 3月14日 環境審議会長から知事へ答申

改定：生物多様性とくしま戦略2024-2028の策定
（県ホームページなどで公表）

3 生物多様性関係資料

県自然環境保全地域の指定状況

(単位：ha) (2023年12月末現在)

自然環境保全地域名	面積		合計
	特別地区	普通地区	
高丸山	20.5	8.5	29.0
野鹿池山	2.0	8.0	10.0
合計	22.5	16.5	39.0

自然公園の指定状況

(単位：ha) (2023年12月末現在)

公園名	特別保護地区	面積				普通地域	合計
		特別地域					
		第1種	第2種	第3種	計		
瀬戸内海国立公園		2	680	199	881	657	1,538
小計		2	680	199	881	657	1,538
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176
室戸阿南海岸国定公園	92	64	1,480	2,087	3,631	22	3,745
(阿波大島海域公園地区)	(15.5)						
(阿波竹ヶ島海域公園地区)	(9.9)						
小計	92	1,304	4,698	13,609	19,611	2,218	21,921
箸蔵県立自然公園						1,183	1,183
土柱高越県立自然公園		4	79	244	327	1,091	1,418
大麻山県立自然公園						1,309	1,309
東山溪県立自然公園			47	12	59	4,373	4,432
中部山溪県立自然公園			34	166	200	5,380	5,580
奥宮川内谷県立自然公園						1,325	1,325
小計		4	160	422	586	14,661	15,247
合計	92	1,310	5,538	14,230	21,078	17,536	38,706

鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況

(単位：ha) (2023年12月末現在)

区分		県設鳥獣保護区 設定実績	同特別保護地区 指定実績	備 考
森林鳥獣 生息地	個所数	28	13	他に大規模生息地の 保護区として、国設剣 山系鳥獣保護区が あります。 10,009ha(うち特別 保護地区 1,006ha)
	面積	9,911ha	921ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	643ha	153ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	19	7	
	面積	5,021ha	419ha	
希少鳥獣 生息地	箇所数	1		
	面積	490ha		
計	個所数	52	21	
	面積	16,235ha	1,493ha	

希少野生生物保護区の指定状況 (1箇所面積 52ha)

(2023年12月末現在)

保護区名	指定区域	指定された希少野生生物
旭ヶ丸希少野生生物保護区	<ul style="list-style-type: none"> ・名東郡佐那河内 村上字奥川股 ・勝浦郡上勝町大字 正木字西槻地 	<ul style="list-style-type: none"> ①ミスミソウ ②イワザクラ ③フキヤミツバ ④カタクリ ⑤コフウロ ⑥トクシマコバイモ

日本の重要湿地 500 の県内の指定状況

(2023年12月末現在)

箇所名	所在地
ジョガマル池	板野町
吉野川及び勝浦川の河口部と周辺	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市 松茂町
大津田川流域の用水路網	阿南市
蒲生田海岸及び周辺湿地	阿南市
伊島及び周辺沿岸	阿南市
橘湾	阿南市
日和佐大浜海岸	美波町
牟岐大島周辺沿岸	牟岐町
出羽島の大池	牟岐町
宍喰地先沿岸	海陽町
黒沢湿原	三好市
鳴門海峡	鳴門市
浅川湾の汽水域	海陽町

特定植物群落一覧

(2000年3月現在)

番号	群落名	番号	群落名
1	伊島の暖地性植物群落	45	脇町御所神社のツガ林
2	飛島のイブキ群落	46	高越山のブナ林
3	竜宮の磯の海浜植生	47	宮内のコジイ林
4	大麻山の暖地性植物群落	48	船窪のツツジ群生地
5	木津の沼沢植物群落	49	ボロボロ滝のケヤキ林
6	徳島市城山の原生林	50	モミジカラマツ_レンゲショウマ
7	眉山の暖地性植物群落	51	剣山の植生
8	籠の塩生植物群落	52	湯桶丸のブナ林
9	淡島の海浜植物	53	高の瀬峡の石灰岩植物群落
10	弁天島熱帯性植物群落	54	石立山の植生
11	海正八幡の暖地性植物群落	55	池野河山のスギ天然林
12	金磯のアコウ自生地	56	箸蔵寺のケヤキ林
13	勝浦町中山の暖地性植物群落	57	井川新田神社の中間温帯林
14	長生の暖地性植物群落	58	矢筈山・烏帽子山の植生
15	太竜寺山のカヤ林	59	東祖谷のイヤギボウシ群生地
16	蒲生田のアンペライ自生地	60	三嶺、天狗塚のコメツツジ群落
17	北河内のタチバナ自生地	61	黒沢の湿原植物群落
18	薬王寺のシイ林	62	中津山のジュンサイ群生地
19	馬地八幡神社の暖地性植物群落	63	国見山のブナ林
20	宮川内のウバメガシ林	64	大歩危の河床植物群落
21	敷島神社のコジイ林	65	雲辺寺山のモミ・ツガ林
22	大川原高原のツツジ群落	66	塩塚峰のオオバギボウシ群落
23	鷺敷ラインの河床植物群落	67	平賀神社のカシ林
24	焼山寺山の中間温帯林	68	野鹿池山のシャクナゲ群落
25	柴小屋のブナ林	69	鳴門市阿波井神社のスダジイ林
26	雲早山のブナ林	70	松茂町月見ヶ丘海岸の砂丘植生
27	杖谷山の石灰岩植物群落	71	吉野川河口のヨシ群落
28	沢谷のタヌキノショクダイ発生地	72	鳴門市春日神社のスダジイ林
29	大美谷の蛇紋岩植物群落	73	蒲生田岬のウバメガシ林
30	白ヶ谷のカヤ林	74	高城山のブナ林
31	水崎のカシ林	75	網代崎のスダジイ林
32	喜来のナギ林	76	海南町大里八幡神社のスダジイ林
33	古屋春日神社のコジイ林	77	海部町小島のスダジイ林
34	成瀬神社のアカガシ林	78	海南町王子神社のコジイ林
35	上那賀町礫神社のアカガシ林	79	肉漕谷のブナ林
36	轟ノ滝のカシ林	80	三嶺のブナ林
37	大島のタチバナ自生地	81	三嶺のウラジロモミ林
38	津島の暖地性植物群落	82	折宇谷のコウヤマキ林
39	出羽島大池のシラタマモ自生地	83	大川山のイヌシデ林
40	奥浦のヤッコソウ北限地	84	三加茂町新田神社のアラカシ林
41	櫛川のヒロハミズバイ林	85	井川町多美湿原
42	那佐半島のアオギリ林	86	井川町岩坂山ノ神のアカガシ林
43	鈴ヶ峰のヤッコソウ自生地	87	西祖谷山村水ノ口湿原
44	宍喰町八坂・八幡神社のシイ林		

(第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落基礎調査報告書(平成12年))

生物多様性保全上重要な里地里山

(2015年12月18日環境省指定)

No.	選定地の名称	選定地の所在地(市町村)
1	眉山周辺の緑地	徳島市
2	鳴門市平野部のレンコン畑	鳴門市
3	那賀川周辺の水田地帯	阿南市、小松島市
4	長生町西部地区	阿南市
5	伊島	阿南市
6	善入寺島	阿波市、吉野川市
7	大神高開地区	吉野川市
8	剣山周辺の傾斜農業地域	美馬郡つるぎ町、美馬市、 三好郡東みよし町、三好市
9	塩塚高原	三好市
10	檜原の棚田	勝浦郡上勝町
11	八重地	勝浦郡上勝町
12	佐那河内いきものふれあいの里～旭ヶ丸北麓	名東郡佐那河内村
13	北田地区	海部郡海陽町

徳島県指定希少野生生物一覧

(2023年12月末現在)

動植物	種名 (指定年月日)	区分	県版レッドリスト	参考:国レッドリスト	画像
動物	アカウミガメ (平成19年9月7日)	は虫類	絶滅危惧 I B	絶滅危惧 I B	
	オヤニラミ (平成19年9月7日)	魚類	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	スナヤツメ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 II 類	
	クチキレムシオイ (平成19年9月7日)	無脊椎動物	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I 類	
	ルイスハンミョウ (平成30年2月15日)	昆虫類	絶滅危惧 I B	絶滅危惧 I B	
	ナルトギセル (令和3年5月11日)	無脊椎動物	分類なし	絶滅危惧 I A	
植物	キシマイワヘゴ (平成19年9月7日)	維管束植物	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	ジンリョウユリ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	レンゲショウマ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	分類なし	
	キレンゲショウマ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 II 類	
	スズカケソウ (平成19年9月7日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	タカネバラ (平成20年9月18日)	"	絶滅危惧 I A	分類なし	
	チョウジソウ (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	準絶滅危惧種	
	キバナノセッコク (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I B	
	アワムヨウラン (平成22年9月4日)	"	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I A	
	オオクゲ (平成24年3月30日)	"	絶滅危惧 I A	準絶滅危惧種	

名勝・天然記念物

■国・県指定文化財一覧(R6. 1. 1現在)

国指定文化財

名勝

番号	名称	所在地
1	鳴門	鳴門市
2	旧徳島城表御殿庭園	徳島市
3	阿波国分寺庭園	徳島市
4	大歩危小歩危	三好市

特別天然記念物(動物)

番号	名称	所在地
1	コウノトリ	地域を定めない種の指定
2	カモシカ	地域を定めない種の指定
3	オオサンショウウオ	地域を定めない種の指定
4	カワウソ	地域を定めない種の指定

天然記念物(動物)

番号	名称	所在地
1	母川オオウナギ生息地	海陽町
2	大浜海岸のウミガメおよびその産卵地	美波町
3	美郷のホタルおよびその発生地	吉野川市
4	カンムリウミスズメ	地域を定めない種の指定
5	コクガン	地域を定めない種の指定
6	ヒシクイ	地域を定めない種の指定
7	マガン	地域を定めない種の指定
8	ヤマネ	地域を定めない種の指定

特別天然記念物(植物)

番号	名称	所在地
1	加茂の大クス	東みよし町

天然記念物(植物)

番号	名称	所在地
1	弁天島熱帯性植物群落	阿南市
2	乳保神社のイチヨウ	上板町
3	沢谷のタヌキノシヨクダイ発生地	那賀町
4	野神の大センダン	阿波市
5	出羽島大池のシラタマモ自生地	牟岐町
6	津島暖地性植物群落	牟岐町
7	鈴が峯のヤッコソウ発生地	海陽町
8	船窪のオンツツジ群落	吉野川市
9	三嶺・天狗塚のミヤマクマザサ及びコメツツジ群落	三好市
10	赤羽根大師のエノキ	つるぎ町

県指定文化財

名勝

番号	名 称	所在地
1	鷲敷ラインおよび氷柱観音	那賀町
2	願勝寺庭園	美馬市
3	多聞寺庭園	つるぎ町

名勝天然記念物

番号	名 称	所在地
1	剣山並びに亜寒帯植物林	美馬市、那賀町、三好市
2	美濃田の淵	東みよし町

天然記念物（動物）

番号	名 称	所在地
1	蒲生田のアカウミガメ産卵地	阿南市
2	桑野川のオヤニラミ	阿南市
3	大島のアオサギとその群生地	牟岐町

天然記念物（植物）

番号	名 称	所在地（寄託先）
1	金磯のアコウ	小松島市
2	矢神のイチヨウ	石井町
3	飛島のイブキ群落	鳴門市
4	銚スギ	三好市
5	左右内の一本スギ	神山町
6	大月のオハツキイチヨウ	三好市
7	恩山寺ビランジュ	小松島市
8	櫛淵のフウ	小松島市
9	ヤッコソウ自生北限地	海陽町
10	足代のナギの林	東みよし町
11	長生の暖地性樹林	阿南市
12	矢上の大クス	藍住町
13	坂本のオハツキイチヨウ	勝浦町
14	案内神社の大クス	阿波市
15	高清の大スギ	つるぎ町
16	鳥屋の大クス	上板町
17	境目のイチヨウ	阿波市
18	北河内のタチバナ自生地	美波町
19	神山町辰ノ宮のクス	神山町
20	尾開のクロガネモチ	阿波市
21	焼山寺山のフジの群生地	神山町
22	焼山寺山スギ並木	神山町
23	ポウランの北限自生地	那賀町
24	天神のイチヨウ	石井町
25	黒沢の湿原植物群落	三好市

番号	名 称	所在地（寄託先）
26	壇の大クス	吉野川市
27	玉林寺のモクコク	吉野川市
28	新野のクスの群生	阿南市
29	大野島のフジとクス	阿波市
30	吉良のエドヒガン	つるぎ町
31	別所の大クス	美馬市
32	大島のタチバナ自生地	牟岐町
33	岡の宮の大クス	板野町
34	東祖谷の社叢群	三好市
35	喜来のナギ自生地	牟岐町
36	明丸のオガタマノキ自生地	美波町
37	峯長瀬の大ケヤキ	神山町
38	川井のエドヒガン	美馬市
39	八幡の大スギ	美馬市
40	由岐のヤマモモ	美波町
41	蛇王のウバメガシ樹林	海陽町
42	阿部のイブキ	美波町
43	内田のエドヒガン	美馬市
44	内田のヤマザクラ	美馬市
45	白山神社のモミ	つるぎ町
46	桑平のトチノキ	つるぎ町
47	奥大野のアカマツ	つるぎ町
48	洞草薬師堂のコナラ	三好市
49	光福寺のイチョウ	北島町
50	五所神社の大スギ	三好市
51	端山のタラヨウ	つるぎ町

■ 県内市町村による指定等文化財件数（R5.5.1現在）

市町村	名 勝	天然記念物
徳島市	1	4
鳴門市	0	13
小松島市	0	1
阿南市	1	16
吉野川市	3	10
阿波市	0	2
美馬市	1	5
三好市	0	16
勝浦町	0	0
上勝町	0	1
佐那河内村	0	0
石井町	1	1
神山町	0	5
那賀町	3	11
牟岐町	0	5
美波町	1	8
海陽町	1	14
松茂町	0	0
北島町	0	4
藍住町	0	9
板野町	1	0
上板町	0	1
つるぎ町	2	20
東みよし町	0	5
計	15	151

※文化庁「地方公共団体による指定等文化財件数調査（市町村）」（抜粋）

生物多様性とくしま戦略 2024-2028
～とくしまを活かすとくしまの自然～
【資料編】

2024年3月

編集・発行 徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1

TEL 088-621-2263

FAX 088-621-2845

ホームページアドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>